

昭和四十六年法律第四十号

民事訴訟費用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 裁判所に納める費用（第三条—第十一条）
第三節 手数料（第三条—第十一条）
手数料以外の費用（第十二条—第十三条の二）

費用の取立て（第十四条—第十七条）
第三章 証人等に対する給付（第十八条—第二十一条）
第十九条（三）
第四章 雜則（第二十九条—第三十条）

附則 第一章 総則
(趣旨)

第一条 民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続（以下「民事訴訟等」という。）の費用については、他の法令に定めるものほか、この法律の定めるところによる。
(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九百九号）その他民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第一次及び第三次の規定による手数料その手数料及び費用（第九条第二項の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額）

第二 第十一条第一項の費用 その費用の額

三 執行官法（昭和四十一年法律第一百十一号）の規定による手数料及び費用 その手数料及び費用の額

四 当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他の裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上

上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）を次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び宿泊料の額

イ 旅費

(1) 旅行が本邦（國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第八百四号）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定めることを超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額

(2) 旅行が本邦と外国との間のものを含む場合において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額（当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額）

日当 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額

宿泊料 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）ために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定めた額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを

含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額

五 代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定する期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。）における旅費、日当及び宿泊料

（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）前号の例により算定した額。

六 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用と認める額を超えることができない。

七 官庁その他の公の団体又は公証人から前号の書類の交付を受けるために要する費用（当該官庁等に支払うべき手数料の額に交付一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額）

八 第六号の訳文の翻訳料 用紙一枚につき最高裁判所が定める額

九 文書又は物（裁判所が取り調べたものに限り文書を裁判所に送付した費用（通常の方法により送付した場合における実費の額）

十 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払った報酬及び費用（裁判所が相当と認められる額）

十一 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税（その登録免許税の額）

十二 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の原本若しくは記録事項証明書の交付（公証人法（明治四十一年法律第五十号）第四十四条第一項第二号の書面の交付若しくは同項第三号の電磁的記録の提供、執

行文の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律の付与又は民事執行法（昭和五十四年法

律第四号）第二十九条の規定により送達すべき書類の交付若しくは電磁的記録の提供を受けるために要する費用（裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額に交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額）

十三 公証人法第四十八条の規定により公証人がする書類又は電磁的記録の送達のために要する費用（公証人に支払うべき手数料及び送達に要する料金の額）

十四 第十二号の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類（官庁等の作成に係るもの）の交付を受けるために要する費用（第七号の例により算定した費用の額）

十五 裁判所が支払うものを除き、強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行（その例による競売を含む。）に関する法令の定めるところにより裁判所が選任した管理人又は管財人が受けれる報酬及び費用（当該法令の規定により裁判所が定める額）

十六 差押債権者が民事執行法第五十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の許可を得て支払つた地代又は借賃の費用（第十二条の二第一項の費用）

十七 第二十八条の二第一項の費用 同項の規定により算定した額

十八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百八十五条（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による通知を書面でした場合の通知の費用（通知一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額）

十九 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

二十 第二条 裁判所に納める費用

第一節 手数料
(申立ての手数料)

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

二十一 第二条の十第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第八百三十九号）第七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」といふ。）により行うことができるものとされてい

る申立てであつて、別表第二の上欄に掲げるもの（以下「特定申立て」という。）をする場合には、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

次の場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第四十九条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額（当該申立てが第一号の和解の申立てに係るものである場合にあつては二千円を、当該申立てが同号の支払督促の申立てに係るものである場合にあつては別表第二の一の項イに掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。）を控除した額の手数料を納めなければならない。

一 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

二 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

三 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律第五十六条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

四 申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。一の決定又は命令に対し上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その例による場合を含む。）の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。

五 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百四十八条第四項本文の規定により破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをしたもの

とみなされたときは、当該破産手続開始の申立てをした者は、免責許可の申立ての手数料をも納めなければならない。（扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続実施等の申立ての手数料の特例）

第三条の二 民事執行法第六十七条の十七第一項本文（同法第一百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第一百九十七条第一項若しくは第二項の申立て又は同法第二百六十三条第一項若しくは第二項の申立て（以下この条において「財産開示手続実施等の申立て」という。）と同時に債権の差押命令の申立てをしたものとみなされる場合には、当該財産開示手続実施等の申立てをする者は、財産開示手続実施等の申立てをする時に当該財産開示手続実施等の申立ての手数料を納めなければならない。この場合において、当該差押命令により差し押さるべき債権を特定することができたときは、更に債権の差押命令の申立ての手数料を納めなければならない。（訴訟の目的の価額等）

第四条 別表第一及び別表第二において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

第五条

（過納手数料の還付等）

第六条

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第七条

（手数料未納の申立て）

第八条

（手数料を納めたものとみなす場合）

第九条

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第十条

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第十一條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第十二條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第十三條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第十四條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第十五條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第十六條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第十七條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第十八條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第十九條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第二十條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第二十一條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第二十二條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第二十三條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第二十四條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第二十五條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第二十六條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第二十七條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第二十八條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第二十九條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第三十條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第三十一條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第三十二條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第三十三條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第三十四條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第三十五條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第三十六條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第三十七條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第三十八條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第三十九條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第四十條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第四十一條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第四十二條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第四十三條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第四十四條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第四十五條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第四十六條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第四十七條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第四十八條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第四十九條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第五十條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第五十一條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第五十二條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第五十三條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第五十四條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第五十五條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第五十六條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第五十七條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第五十八條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第五十九條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第六十條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第六十一條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第六十二條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第六十三條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第六十四條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第六十五條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第六十六條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第六十七條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第六十八條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第六十九條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第七十條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第七十一條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第七十二條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第七十三條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第七十四條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第七十五條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第七十六條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第七十七條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第七十八條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第七十九條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第八十條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第八十一條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第八十二條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第八十三條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第八十四條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第八十五條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第八十六條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第八十七條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第八十八條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第八十九條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第九十條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第九十一條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第九十二條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第九十三條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第九十四條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第九十五條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第九十六條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第九十七條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第九十八條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第九十九條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第一百條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第一百零一條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第一百零二條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第一百零三條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第一百零四條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第一百零五條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

第一百零六條

（手数料が過大に納められた場合における過納手数料の返付等）

の提起 却下の裁判の確定又は最初にすべき審問の期日の終了前における取下げ

五 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は前号の申立て若しくは申出についての裁判に対する非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第七十四条第一項の規定による再抗告若しくは同法第七十五条第一項の規定による特別抗告の提起若しくは同法第七十七条

裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付する前における取下げ

六 支払督促の申立て 却下の処分の確定又は電子支払督促の送達前における取下げ

3 前項の規定は、数個の請求の一部について同項各号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、適用しない。同項第五号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたものであるときも、その限度においては、同様とする。

4 第一項及び第二項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立て人が二人以上ある場合においては、当該各申立て人がすることができる。

5 第一項及び第二項の申立てでは、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

6 第一項又は第二項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

7 第一項及び第二項の申立て並びにその申立てについての裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定(同法第二十七条及び第四十条の規定を除く。)を準用する。

(再使用証明)

第十一条 前条第一項及び第二項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を當裁判所は、第一項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行わないことができる。

裁判所における他の手数料の納付について再使用者による印紙の交付を受けた旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。

第二節 手数料以外の費用

(納付義務)

第十一條 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。ただし、特定申立てに係る手続においては、第一号に掲げるもののうち、第十三条の料金に充てるための費用を納めることを要しない。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事件の調査その他の行為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

三 口頭弁論に係る調書又は電子調書の更正督促手続

四 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件(他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む)、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十一年法律第四十八号)第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める手続

五 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

六 少額訴訟債権執行(民事執行法第一百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。以下同じ。)の手続

(予納義務)

第十二條 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならない。

二 前項の規定による予納は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつてしなければならない。

三 裁判所は、第一項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行わないことができる。

(郵便切手等による予納)

第十三条 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する特定期限内に、金銭に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票(以下「郵便切手等」という。)で予納させることができる。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)

第十三條の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項、第十二条第一項及び第三項並びに前条の規定の適用については、第十三条第二項及び第十四条第三項中「裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、同条第一項及び第三項並びに前条中「裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」とする。

一 担保権利者に対する権利行使の催告

二 口頭弁論に係る調書又は電子調書の更正督促手続

三 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件(他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む)、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十一年法律第四十八号)第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める手続

四 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件(他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む)、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十一年法律第四十八号)第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める手続

五 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

六 少額訴訟債権執行(民事執行法第一百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。以下同じ。)の手続

(裁判により費用の負担を命ぜられた者からの取立て等)

第十四條 第十一条第一項の費用で予納がないものは、裁判、裁判上の和解、調停若しくは労働審判によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てができる。

(予納がない場合の費用の取立て)

第十五條 前条の費用の取立てについては、第十一条第二項の規定により費用を納めるべき者に対する場合にあつては記録の存する裁判所の決

定により、その他の者に対する場合にあつては第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他の強制執行の手続に関する法令の規定に従い強制執行をすることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第九条第七項の規定は、前項の決定について準用する。

(訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て)

第十六條 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判の取立てについては、前条の規定を準用する。

(准用)

第十七条 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

第三章 証人等に対する給付

(証人の旅費の請求等)

第十八条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができます。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。

(説明者の旅費の請求等)

第十九條 民事訴訟法第二百八十八条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む)又は公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第四十二条の三十二第二項の規定による説明者、民事訴訟法第一百八十七条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む)の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

(特例手数料還付事件に関する電子調書の更正)

- 第四条** 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。
- 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。
- 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する場合は、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。
- 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する日から一週間の不变期間内にしなければならない。
- (特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等)

第五条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等

記録(特例手数料還付事件の記録中次条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができ

る。

前項の規定は、特例手数料還付事件に関する

非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。第五項において「録音テー

プ等」という。)に関しては、適用しない。こ

の場合において、当事者又は利害関係を疎明し

た第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記

官に対し、これらの物の複製を請求することができ

る。

裁判所は、当事者から前二項の規定による許

可の申立てがあつた場合においては、当事者又

は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると

認めるときを除き、これを許可しなければなら

ない。

裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第

一項又は第二項の規定による許可の申立てがあ

れることにおいて、相当と認めるときは、これ

を許可することができる。

当事者は、特例手数料還付事件に関する非電

磁的事件記録中当該当事者が提出した書面等

について

が記録する方法による複写を請求する

ことができる。

(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)又は録音テープ等について

は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官

に對し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求する

ことができる。

本若しくは抄本の交付又はその複製を請求する

(特例手数料還付事件に関する終局決定の方式及び電子裁判書)

第九条 特例手数料還付事件に関する終局決定は、電子裁判書(最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ)を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない決定については、最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的記録(第三項において「電子裁判書に代わる電磁的記録」という。)を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもつて、電子裁判書の作成に代えることができる。

2 特例手数料還付事件に関する終局決定の電子裁判書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 主文

二 理由の要旨

三 当事者及び法定代理人

四 裁判所

3 裁判所は、第一項の規定により電子裁判書又は電子裁判書に代わる電磁的記録を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。(特例手数料還付事件に関する非訟事件手続法の準用)

第十条 附則第三条から前条までに定めるものは、最高裁判所規則で定めるところにより、非訟事件手続法第二編の規定(同法第二十七条、第四十条及び第五十三条第一項後段の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の中欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する手	第九十四条から第九十七条までの規定は、特例手数料還付事件(民事訴訟費用等にかかる法律附則第二条に規定する特例手数料還付事件をいう。)の手
第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する手	第九十四条から第九十七条までの規定は、特例手数料還付事件(民事訴訟費用等にかかる法律附則第二条に規定する特例手数料還付事件をいう。)の手

項一 第二十六条	項二 第八十五条	項一 第一条
から第六十条まで（第五十七条第一項及び第五十九条第三項を除く。）	裁判書	、第二百二十七条第二項（同法第二百三十一條の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条第四項及び第二百三十二条の二
、第五十六条、第五十八条、第五十九条（第三項を除く。）及び第六十条並びに民事訴訟費用等に関する法律附則第九条（第三項を除く。）及び第十条に規定する事項を除く。）及び同法附則第十条に規定する事項を除く。	最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁判書	第一百八十九条まで、第二百五条第二項、第二百八条、第二百十一条第二項、第二百八十九条まで、第一百八十九条まで、第二百二十九条第四項及び第二百二十七条第二項（同法第二百三十一條の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条第四項及び第二百三十二条の二

五十八条第二項	て準用する第	第六項	第三項	第二項	第一項	第六号	第七項	記載すべき	記載すべき	の期日	第二条に規定	する特例手数料還付	事件(民事訴訟費用等)に関する法律附則に従う。」の手続
あるのは、「非訟事件の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは、「調書」と、「記録しなければ」とあるのは、「記載しなければ	あるのは、「特例手数料還付事件(民事訴訟費用等)に関する法律附則に従う。」の手続	第六項	第三項	第二項	第一項	第六号	第七項	記載すべき	記載すべき	の期日	第二条に規定	する特例手数料還付	事件(民事訴訟費用等)に関する法律附則に従う。」の手続
(特例執行文付与申立事件に適用する規定)	(特例手数料還付事件(民事訴訟費用等)に関する法律附則に従う。」の手続	第六項	第三項	第二項	第一項	第六号	第七項	記載すべき	記載すべき	の期日	第二条に規定	する特例手数料還付	事件(民事訴訟費用等)に関する法律附則に従う。」の手続
第十一條 特例執行文付与申立事件については第八条第二項及び別表第三の四の項の規定は適用せず、次条及び附則第十三条に定めるところによる。	第十一條 特例執行文付与申立事件については第八条第二項及び別表第三の四の項の規定は適用せず、次条及び附則第十三条に定めるところによる。	第六項	第三項	第二項	第一項	第六号	第七項	記載すべき	記載すべき	の期日	第二条に規定	する特例手数料還付	事件(民事訴訟費用等)に関する法律附則に従う。」の手続
(特例執行文付与申立事件の手数料の納付)	(特例執行文付与申立事件の手数料の納付)	第六項	第三項	第二項	第一項	第六号	第七項	記載すべき	記載すべき	の期日	第二条に規定	する特例手数料還付	事件(民事訴訟費用等)に関する法律附則に従う。」の手続
第十二条 特例執行文付与申立事件の手数料は最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができる場合であって、やむを得ない事由があるときは、申立ては申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼り納めることができる。	第十二条 特例執行文付与申立事件の手数料は最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができる場合であって、やむを得ない事由があるときは、申立ては申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼り納めることができる。	第六項	第三項	第二項	第一項	第六号	第七項	記載すべき	記載すべき	の期日	第二条に規定	する特例手数料還付	事件(民事訴訟費用等)に関する法律附則に従う。」の手続
(特例執行文付与申立事件の手数料の額及び便物の料金等に充てるための費用)	(特例執行文付与申立事件の手数料の額及び便物の料金等に充てるための費用)	第六項	第三項	第二項	第一項	第六号	第七項	記載すべき	記載すべき	の期日	第二条に規定	する特例手数料還付	事件(民事訴訟費用等)に関する法律附則に従う。」の手続
第十三条 特例執行文付与申立事件における民事執行法第二十七条第一項若しくは第二項又は第七十七条第三項の規定による執行文の付与の手数料は、一通につき千五百円とする。ただし、債務者の数が二以上の場合には、その数から一を減じた数に千二百円を乗じて得た額を加算した額とする。	第十三条 特例執行文付与申立事件における民事執行法第二十七条第一項若しくは第二項又は第七十七条第三項の規定による執行文の付与の手数料は、一通につき千五百円とする。ただし、債務者の数が二以上の場合には、その数から一を減じた数に千二百円を乗じて得た額を加算した額とする。	第六項	第三項	第二項	第一項	第六号	第七項	記載すべき	記載すべき	の期日	第二条に規定	する特例手数料還付	事件(民事訴訟費用等)に関する法律附則に従う。」の手続
当事者等は、第十一條第一項の規定にかかるわざ	当事者等は、第十一條第一項の規定にかかるわざ	第六項	第三項	第二項	第一項	第六号	第七項	記載すべき	記載すべき	の期日	第二条に規定	する特例手数料還付	事件(民事訴訟費用等)に関する法律附則に従う。」の手続

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四条第一項及び第七項の改正規定を除く。）及び第二章並びに附則第三条から第五条までの規定 平成十六年一月一日

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額に関する経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律（以下「新費用法」という。）第二条の規定は、次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用について適用し、一部施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用については、なお従前の例による。

2 新費用法第二条第四号及び第五号の規定は、当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。）又はその代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。）が一部施行日以後に行う期日への出頭及び一部施行日以後に出発する旅行について適用し、一部施行日前に行つた期日への出頭及び一部施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（過納手数料の還付に関する経過措置）

第四条 新費用法第九条第三項の規定は、一部施行日以後にされた同項各号に掲げる申立てに係る手数料の還付について適用し、一部施行日前にされたこれらの申立てに係る手数料の還付については、なお従前の例による。

（第三債務者の供託の費用の請求等に関する経過措置）

第五条 新費用法第二十八条の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例によ

附 則	
(施行期日)	（平成一五年八月一日法律第一三 四号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
（施行期日）	附 則（平成一五年八月一日法律第一三 四号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 (民事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴 う経過措置)
（施行期日）	第二十条 この法律の施行の日が司法制度改革の ための裁判所法等の一部を改正する法律（平成 十五年法律第二百二十八号）第三条（民事訴訟費 用等に関する法律第四条第二項及び第七項の改 正規定を除く。）の規定の施行の日前である場 合には、当該施行日の前日までの間における 前条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関 する法律別表第一の八の二の項の規定の適用に ついては、同項中「四千円」とあるのは、「三 千円」としては、同項中「四千円」とあるのは、「三 千円」ととする。
（施行期日）	附 則（平成一六年四月二一日法律第三 七号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十七年三月一日（以下 「施行日」という。）から施行する。
（施行期日）	附 則（平成一六年五月一二日法律第四 五号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
（施行期日）	附 則（平成一六年六月二日法律第七六 号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第 七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八 項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、 第八条第三項並びに第十三条において「新破産 法」という。）の施行の日から施行する。 (政令への委任)
（施行期日）	第十四条 附則第二条から前条までに規定するも ののほか、この法律の施行に関する必要な経過措 置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
(経過措置の原則)
第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれら法律の規定により生じた効力を妨げない。
附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。
附 則 (平成一六年一月一七日法律第一一四〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。
附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十八条の規定中民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第二項第一号の改正規定 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日（民事訴訟費用等に関する法律に関する経過措置）
第二十九条 この法律の施行の日が労働審判法の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける民事訴訟費用等に関する規

法律第三条第二項の規定の適用については、同項中「第三百九十七条第三項」とあるのは、「第三百九十八条第一項（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）」とする。
（政令への委任）
第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
る。
附 則 **（平成一七年六月二九日法律第七五号）抄**
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 **（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄**
（施行期日）
この法律は、会社法の施行の日から施行する。
附 則 **（平成一三年五月二十五日法律第五三号）抄**
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。
附 則 **（平成一五年六月一九日法律第六八号）抄**
（施行期日）
この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
附 則 **（平成一五年六月二六日法律第六一号）抄**
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 **（平成一五年七月三日法律第七二号）抄**
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
附 則 **（平成一五年一月一日法律第十九六号）抄**

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定

（第一項）監査奉行法第一八条の後の一項に「又は電磁的記録に記録している事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）同法第二十九条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の贈本」の下に「又は電磁的記録に記録している事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一一条の改正規定（第八十五条並びに「を」第八十五条から第八十六条まで及び「に改める部分に限る。」）同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定（「第九十二条第一項」の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第一百四十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を

で、」を「第四項まで、」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る)、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十一一条第五項の改正規定、第三百四十一條中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第一百三十三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(「、第八十七条の二」を削る部分に限る)、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日附 則 (令和六年五月一五日法律第二二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年五月二四日法律第三三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条までの及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一 附則第四十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一 附則第四十八条の規定 公布の日

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、令和六年六月一四日法律第五二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表第一（第三条、第四条関係）	
項	上欄 訴え（反訴を除く。）の提起
一	下欄 訴訟の目的に係る額に応じて、次に定めるところにより算出した額を得た額
二	（一）訴訟目的に係る額がのとおり算出して得た額 （二）訴訟目的の額がのとおり算出して得た額

五を十価目訴（円）ご円額そ部ま十を千価目訴（千）にで万額その円え円五価目訴（円）にで万額その円五を
十超億額的訟（五）三とま百の分で億超万額的訟（四円）ご円五の部ま千を百額的訟（三）ご円二の部ま百超
億え円がのの 千にで万価 の円え円がのの 二とま十価 で万超万がのの 千とま十価 で万え

五	四	三	二	
請求の変更	立て告の提起若しくは上告受理の申立	く。上告の提起又は上告受理の申立 (四の項に掲げるものを除く。)	控訴の提起 (四の項に掲げるも のを除く。)	
の変 請 求 後	額のの得出よの又二 一二たしり項はの の分額て算に三項	倍額て算に一 の得出よの 額二たしり項	倍一額て算に一 の・得出よの 額五のたしり項	円 ご円額そ分え円五価目訴（万）にで万額その円 一とま千の るを十額的訟（六円）ご円五の部 万にで万価 部超億がのの 一とま百価 で

六	
	反訴の提起

じ的そ本だ額て算に二てにのるに控にた判つ（一
くをの訴し。得出よのはあ提反お訴係判断い求
す同目と、たたしり）、つ起訴け審る決してに項
た控の手にの変額て算に二てにのるに控にた判つ（一
に額除額数係請更か得出よのはあ変請お訴係判断い求
しを料る求前らたしり）、つ更求け審る決してに項き

七	
る参加の申出 は第五十二条第一項の規定による	民事訴訟法第四十七条规定による
に第三項はあ参お告又控にた判つ（一 お一の又二つ加け審は訴係判断い求 い審、はのてにるに上審る決してに項 額除額て算にのはあ提反お訴係判断い求項てにのる訴かこてにる しを得出よ項、つ起訴け審る決してに一つ価目訴にらのはつ反 た控たしり、二てにのるに控にた判つ請のい額的訟係本額、い訴	

九	二の八	八	
イ 不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立て及び民事執行法第百五十九条（これを準用し、又は三）による場合を含む。）の規定による申立て	仲裁判法（平成十五年法律第百三十八号）第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは第四十九条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第二十七条第一項の規定による申立て	再審の訴えの提起（簡易裁判所及び地方裁判所に提起するものを除く。）	額て算にのてにるに上にたな判つ請お二してにて得出よ項はあ参お告係判か断い求い審、判つ請たしり一、二つかけ審る決つしてにてに第断い求
四千円	四千円	四千円	○一
三一	二一	一一	
イ 不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立て及び民事執行法第百五十九条（これを準用し、又は三）による場合を含む。）の規定による申立て	借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	再生手続開始の申立て	イ 民事執行法第百六十七条の十五第一項、第一百七十二条第一項、第一百七十三条第一項若しくは第百七十三条第二項の強制執行の申立て又は同法第一百九十七条第一項、第一百九十八条第一項若しくは第百七十三条第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て
借土での借と求裁にの第十家借額地あ目地きめ判よ規二七法地ののる的權はるをる定項条第	一万円	二万円	ロ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百八条第一項の規定による申立てその他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申立て又は申請
円二そ分で万え円がな基二四とま十その円がな基へたしりろるにてにそとをのる的權はるをのそ額当三十 ま十のの円五を百る基礎二円にで万の部分ま百る基礎二額て算にと定、応のし基価土での借と求裁のをすに分 で万額部ま百超万額とご円額で万額と得出よこめ次じ額、基礎額地あ目地きめ判他、る相の			規定による差押命令の申立てを除く。）又は金銭債権の差押処分の申立て
ご円五そ分で億え円がな基（五）円千とま百その円え円がな基（四）円八とま十のの円え円五る基礎三 とま百のの円五を十る基礎二にで万の部分ま十を千る基礎四百にで万額部ま千を百額と			ロ 強制管理の方法による仮差押の執行の申立て

円二そ分で万え円がな基二四とま十その円がな基へたしりろるにてにそとをのる的權はるをのそ額当三十
ま十のの円五を百る基礎二円にで万の部分ま百る基礎二額て算にと定、応のし基価土での借と求裁のをすに分
で万額部ま百超万額とご円額で万額と得出よこめ次じ額、基礎額地あ目地きめ判他、る相の

ご円五そ分で億え円がな基（五）円千とま百その円え円がな基（四）円八とま十のの円え円五る基礎三
とま百のの円五を十る基礎二にで万の部分ま十を千る基礎四百にで万額部ま千を百額と

四 一	二 の 三 一
民事調停法による調停の申立て 又は労働審判法による労働審判の申立て	借地借家法第四十一条の事件の申立ての変更

円にて万額その円え円五価事求審は調(二百)にて万額その円五を百価事求審は調(一円)ご円額そ部ま百価事求
ご円五の部分ま千を百額項め判労停(三)円ご円二の部分ま百超万額項め判労停(二)五とま十の部分で万額項め
千とま十価で万超万がのるを働又五とま十価で万え円がのるを働又百にて万価の円がのる

(四) 調停は審判を求める事項が多額の円をもつて、その部分で争う場合

六一	二の五一	五一		二の四一
イ仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一项若しくは第二项又は第二百七一条第一項若しくは第二项の規定	家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判、同法第二百四十四条に規定する事件についての調停若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項に規定する子の返還申立事件の申立て又はこれらの法律の規定による参加の申出(申立て人として参加する場合に限る。)	家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判の申立て又は同法の規定による参加の申出(申立て人として参加する場合に限る。)		民事調停法による調停の申立て又は労働審判断による労働審判手続の申立ての変更
千円	円千二百	八百円	た額控の手に申更か得出よきの項につつ申立に四に申立に變更後	円四千とまざり申立に變更後

七一	二の六一
<p>による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百二十二条第一項の規定による申立て、消费者的財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（この表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p> <p>（イ）民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十三条第二項の債権届出</p>	<p>（ロ）非訟事件手続法又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百二十二条第一項の規定による申立て、消费者的財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（この表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p> <p>（ハ）非訟事件手続法の規定による参加（一三の項に掲げる参加を除く。）の申立て（申立人として参加する場合に限る。）</p>

五百円
一 個
債 権
に
つ
き
千
円

<p>（イ）民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、消费者的財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十三条第二項の債権届出</p>	<p>（ロ）非訟事件手続法の規定による参加（一三の項に掲げる参加を除く。）の申立て（申立人として参加する場合に限る。）</p>
---	---

<p>（イ）民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、消费者的財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十三条第二項の債権届出</p>	<p>（ロ）非訟事件手続法の規定による参加（一三の項に掲げる参加を除く。）の申立て（申立人として参加する場合に限る。）</p>
---	---

<p>（イ）民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、消费者的財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十三条第二項の債権届出</p>	<p>（ロ）非訟事件手続法の規定による参加（一三の項に掲げる参加を除く。）の申立て（申立人として参加する場合に限る。）</p>
---	---

二百五十六条第一項の規定によ
る復権の申立て、民事再生法第
百四十八条第一項の規定による
担保権消滅の許可の申立て、配
偶者からの暴力の防止及び被害
者の保護等に関する法律第十六
条第三項若しくは第十七条第一
項若しくは第三項の規定による
申立て、借地借家法第四十四条
第一項ただし書の規定による弁
護士でない者を手続代理人に選
任することの許可を求める申立
て、労働審判法第四条第一項た
だし書の規定による弁護士でな
い者を代理人に選任することの
許可を求める申立て、特定債務
等の調整の促進のための特定調
停に関する法律第七条第一項若
しくは第二項の規定による民事
執行の手続若しくは続行
を命ずる裁判を求める申立て、
人事訴訟法(平成十五年法律第
百九号)第三十九条第一項の規
定による申立て、特許法(昭和
三十四年法律第百二十一号)第
百五条の四第一項若しくは第百
五条の五第一項の規定による申
立て、著作権法(昭和四十五年
法律第四十八号)第百四十二条
第一項若しくは第百四十四条の
規定による申立て、不正競争防
止法(平成五年法律第百四十七
号)第十条第一項若しくは第十一
条第一項の規定による申立て、
公正取引の確保に関する法律
(昭和二十二年法律第五十四号)
第八十一条第一項若しくは第八
十二条第一項の規定による申立
て、スマートフォンにおいて利
用される特定ソフトウェアに係
る競争の促進に関する法律(令
和六年法律第五十八号)第三十
六条第一項若しくは第三十七条
第一項の規定による申立て、種
苗法(平成十年法律第八十三
号)第四十条第一項若しくは第三

八 一					
申立て 民事訴訟法 第三百三十七 条第二項、非 訟事件手続法 第七十七条第 二項、家事事 件手続法第九 十七条第二項 若しくは国際 的な子の奪取 の民事上の側 面に関する条 約の実施に關 する法律第百 十一条第二項 の規定による 抗告の許 可の 申立て				(1) 一〇の 項、一五の項、 一五の二の項 又は一六の項 に掲げる申立 てについての裁 判(抗告裁 判所の裁判を 含む。)に対す るもの	
(4) (1) か ら(3) まで 以外のもの	(3) 民事保 全法の規定に よる保全抗告	千円 倍の額	一額數申 料立け口〇 五の手るにの	一 たしり算に 得出よの 倍の額	それ 一の手立れ 額数ての申 ぞ

九 一					
この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当 該申立てについての規定を準用し、又はそ の規定による終局決定の変更の 申立てによるものとする規定による申立てを含む ものとする。				申立て	
別表第二(第三条、第四条関係)				上欄 訴え(反訴を除 く。)の提起	下欄 の合算額

五				四		三		二		(六) 訴訟の目的の 価額が五十億円を超 える部分 その価額千万円まで ごとに一円 ロ二千五百円(電 子情報処理組織使 用する方法による申 立てをする場合にあつ ては、被告の数から 一を減じた数に二千 円を乗じて得た額を 加算した額)	
請求の変更 立て は上告受 理の申 立て				請求について控 訴の提起又は上 告受理の申立て (四の項に掲 げるものを除く 。)				控訴の提起(四 の項に掲げるも のを除く。)			
ロ二の項口又 は三の項口に掲 げる額	イ及びロに掲 げる額	ロ二千七百円(電 子情報処理組織使 用する方法による申 立てをする場合にあつ ては、千百円)	イ二の項イ又は三 の項イにより算出 して得た額の二 倍の額	イ及びロに掲 げる額	イ一の項イにより 算出して得た額の二 倍の額	ロ一千九百円(電 子情報処理組織使 用する方法による申 立てをする場合にあつ ては、八百円)	イ一の項イにより 算出して得た額の 一・五倍の額	ロ一千九百円(電 子情報処理組織使 用する方法による申 立てをする場合にあつ ては、八百円)	イ一の項イにより 算出して得た額の 一・五倍の額	ロ一千九百円(電 子情報処理組織使 用する方法による申 立てをする場合にあつ ては、八百円)	イ一の項イにより 算出して得た額の 一・五倍の額
ロ二の項口又 は三の項口に掲 げる額	イ及びロに掲 げる額	ロ二千七百円(電 子情報処理組織使 用する方法による申 立てをする場合にあつ ては、千百円)	イ二の項イ又は三 の項イにより算出 して得た額の二 倍の額	イ及びロに掲 げる額	イ一の項イにより 算出して得た額の 一・五倍の額	ロ一千九百円(電 子情報処理組織使 用する方法による申 立てをする場合にあつ ては、八百円)	イ一の項イにより 算出して得た額の 一・五倍の額	ロ一千九百円(電 子情報処理組織使 用する方法による申 立てをする場合にあつ ては、八百円)	イ一の項イにより 算出して得た額の 一・五倍の額	ロ一千九百円(電 子情報処理組織使 用する方法による申 立てをする場合にあつ ては、八百円)	イ一の項イにより 算出して得た額の 一・五倍の額

を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿決定等が制限される部分につき閲覧等をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者による申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分についての許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

別表第三（第七条関係）		一 項	二 項	三 項	四
		上欄	下欄		告の許可の申立
執行文の付与	事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	事件の記録の閲覧、贋写、複製又は複写（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）	用紙一枚につき百五十円（事件の記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供をする場合にあつては、一件につき二千百円）		この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。
一通につき三百円	事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	事件の記録の正本、贋本若しくは抄本の交付又は当該記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供をする場合にあつては、一件につき百五十円（事件の記録の写しについて原本（事件の記録が電磁的記録で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したときのその書面。以下同じ。）の記載と相違ない旨の証明に係るものについては、原本十枚までごとに百五十円）	用紙一枚につき百五十円（事件の記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供をする場合にあつては、一件につき二千百円）	民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	二千七百円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、千六百円）